国立大学法人東京学芸大学資金管理運用要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年４月４日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用要項(平成16年4月1日制定)の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学資金管理運用要項の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の変更及び東京多摩地区５国立大学法人の資金の共同運用に係る協定に対応するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（目的） 第１条　この要項は，国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則（以下「資金管理運用規則」という。）第５条の規定に基づき，国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の資金の管理及び運用（以下「資金の管理運用」という。）について必要な事項を定め，安全性の高い効率的な資金の管理運用に資することを目的とする。	（目的） 第１条　この要項は，国立大学法人東京学芸大学資金管理運用規則（以下「資金管理運用規則」という。）第５条の規定に基づき，国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の資金の管理及び運用（以下「資金の管理運用」という。）について必要な事項を定め，安全でかつ効率的な資金の管理運用に資することを目的とする。
（資金の管理運用） 第２条　資金管理運用規則第４条第２項の規定に基づき，財務施設部長は，資金の管理運用に係る実務を司るものとし，その運用に当たっては，この要項を遵守するとともに，理事（財務・労務担当）と緊密な連携を図りつつ行うものとする。 ２　財務施設部長は，この要項に基づき，年度当初に当該年度における資金の管理運用方針を作成の上，理事（財務・労務担当）に提出するものとする。 ３　財務施設部長は，資金の管理運用について，管理する資金の額及び運用状況に係る報告体制を常に整備しておかなければならない。 ４　財務施設部長は，資金の管理運用担当者を財務施設部内より任命し，その任務に当たらせることができる。	（資金の管理運用） 第２条　資金管理運用規則第４条第２項の規定に基づき，財務施設部長は，資金の管理運用に係る実務を司るものとし，その運用に当たっては，この要項を遵守するとともに，理事（総務・財務担当）と緊密な連携を図りつつ行うものとする。 ２　財務施設部長は，この要項に基づき，年度当初に当該年度における資金の管理運用方針を作成の上，理事（総務・財務担当）に提出するものとする。 ３　財務施設部長は，資金の管理運用について，管理する資金の額及び運用状況に係る報告体制を常に整備しておかなければならない。 ４　財務施設部長は，資金の管理運用担当者を財務部内より任命し，その任務に当たらせることができる。
（資金の管理運用の方法） 第３条　本学の資金の管理運用は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき，次の方法によるものとする。 (1) 国債，地方債，政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券（以下「国債等という。」の取得。 (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は貯金。（以下「預貯金」という。） (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託。 ２　資金の管理及び支払のための預貯金は，普通預貯金とする。 ３　支払に対応する準備金を超える余裕資金については，資金管理運用規則第３条第２項により定められた資金の運用管理方針の範囲内で国債等，預貯金及び金銭信	（資金の管理運用の対象） 第３条　本学の資金は，次に掲げる預金・貯金等で運用する。 (1) 普通預金 (2) 定期預金，ただし，途中解約時の元本が保証されるものであること。 (3) 当座預金 (4) 有価証券 ２　資金の管理及び支払のための預金は，普通預金とする。 ３　支払に対応する準備金を超える余裕資金については，１年以内の定期預金で運用することができる。

託（以下「金融商品」という。）により運用することができる。	
	4　前項に定める余裕資金を有価証券で運用する場合は，別に定める。
（資金の管理運用に係る口座開設） 第４条　財務施設部長は，資金の管理運用に係る口座を開設する場合は，当該金融機関に関して理事（財務・労務担当）の承認を得るものとする。	（資金の管理運用に係る口座開設） 第４条　財務施設部長は，資金の管理運用に係る口座を開設する場合は，当該金融機関に関して理事（総務・財務担当）の承認を得るものとする。
２　前項に規定する口座を開設する取引金融機関は，原則として，次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。 (1) 第三者格付機関により長期債の格付が公表されている金融機関にあっては，長期債の格付が投資適格等級以上であること。 (2) 前号に規定する格付が公表されていない金融機関にあっては，財務諸表等により経営状況が当該格付の投資適格等級相当と認められること。	２　前項に規定する口座を開設する取引金融機関は，原則として，次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。 (1) 自己資本比率が国際基準適用金融機関にあっては８％，国内基準適用金融機関にあっては，４％以上であること。 (2) 複数の第三者格付機関により長期債の格付が公表されている金融機関にあっては，長期債の格付が投資適格等級以上であること。 (3) 株式上場金融機関にあっては，株価が著しい下落傾向にないこと。 (4) 不良債権比率が著しい増加傾向にないこと。 (5) 預金量が著しい減少傾向にないこと。
３　財務施設部長は，取引先金融機関に関する基本的財務指標を調査・把握し，破綻リスクを未然に察知し，安全性の高い資金の管理運用を図らなければならない。	３　財務施設部長は，取引先金融機関に関する基本的財務指標を調査・把握し，破綻リスクを未然に察知し，安全な資金の管理運用を図らなければならない。
（金融機関の健全性の把握） 第５条　財務施設部長は，次の各号に定める取引先金融機関の基本的な財務諸表及びその他参考指標の情報を毎年１回以上収集し，経営及び財務基盤の健全性を審査するものとする。 (1) 取引先金融機関の財務諸表及びその他経営に関する情報（取引開始時にあっては，過去３期分のもの）に基づき，健全性指標（自己資本比率・不良債権比率）及び収益性指標（総資産当期純利益率・総資産経常利益率・自己資本利益率・経費率・総資金利鞘）並びに流動性指標（預金量の推移）等について審査する。 (2) その他参考指標として収集する情報に基づき，長期債の格付け及び株価の推移等を調査する。	（金融機関の健全性の把握） 第５条　財務施設部長は，次の各号に定める取引先金融機関の基本的な財務諸表及びその他参考指標の情報を毎年１回以上収集し，経営及び財務基盤の健全性を審査するものとする。 (1) 取引先金融機関の財務諸表及びその他経営に関する情報（取引開始時にあっては，過去３期分のもの）に基づき，健全性指標（自己資本比率・不良債権比率）及び収益性指標（総資産当期純利益率・総資産経常利益率・自己資本利益率・経費率・総資金利鞘）並びに流動性指標（預金量の推移）等について審査する。 (2) その他参考指標として収集する情報に基づき，長期債の格付け及び株価の推移等を調査する。
２　財務施設部長は，経営及び財務基盤を審査した結果，前条に定める取引金融機関が基準を満たさない状況又はその懸念がある場合は，直ちに理事（財務・労務担当）に報告しなければならない。	２　財務施設部長は，経営及び財務基盤を審査した結果，前条に定める取引金融機関が基準を満たさない状況又はその懸念がある場合は，直ちに理事（総務・財務担当）に報告しなければならない。
（金融商品の満期等保有） 第６条　金融商品は，原則として，その満期日又は償還時期まで運用するものとする。ただし、運用期間中において，次の各号に掲げる事由が発生したときは，役員会の承認を得て，金融商品の中途解約又は売却ができるものとする。 (1) 緊急やむを得ない事情により，支払いに対応する準備金の確保が必要と認められるとき。 (2) 金融情勢の変化により，運用中の金融商品より有利な運用が確実に見込まれ	（定期預金の途中解約） 第６条　資金の運用期間中において，次の各号に掲げる事由が発生したときは，役員会の承認を得て，定期預金の中途解約ができるものとする。 (1) 緊急やむを得ない事情により，定期預金を取り崩し支払いに充当しなければならないと認められるとき。 (2) 金融情勢の変化により，運用中の金融商品より有利な運用が確実に見込まれ

る他の金融商品があると認められるとき。 (3) 取引先金融機関の経営及び財務基盤の健全性に懸念があると認められるとき。 （保有資金管理台帳の保管） 第７条　資金の管理運用担当者は，第３条第３項に定める金融商品の運用に当たっては，保有資金管理台帳（以下「管理台帳」という。）を備え，運用状況を記録・保管しなければならない。 ２　前項に定める管理台帳には，金融商品の預け入れ・購入時及び満期・償還時又は中途解約・売却をしたときに，速やかに次に掲げる事項を記載しておくものとする。 (1) 金融商品の種類，運用金額，運用開始日，運用期間及び予想運用益又は確定運用益 (2) 運用資金の財源 (3) 運用先の決定方法 (4) その他必要な事項 （他の国立大学法人等との資金の共同運用） 第８条　役員会の決定により，協定を結んで他の国立大学法人等と資金の共同運用を行う場合は，第４条から第６条の規定にかかわらず当該協定の定めによるものとする。 附　則 １　この要項は，平成25年４月４日から施行し，平成25年４月１日から適用する。 ２　有価証券による資金運用に関する取扱い（平成20年1月31日制定）は，廃止する。	る他の金融商品があると認められるとき。 (3) 取引先金融機関が第４条第２項の条件を満たさなくなったとき。 （保有資金管理台帳の保管） 第７条　資金の管理運用担当者は，第３条第３項及び第４項に定める資金（以下「定期預金等」という。）の運用に当たっては，保有資金管理台帳（以下「管理台帳」という。）を備え，運用状況を記録・保管しなければならない。 ２　前項に定める管理台帳には，定期預金等の預け入れ時及び満期償還時又は中途解約をしたときに，速やかに確定事項を記載しておくものとする。